

3 経営の基本方針

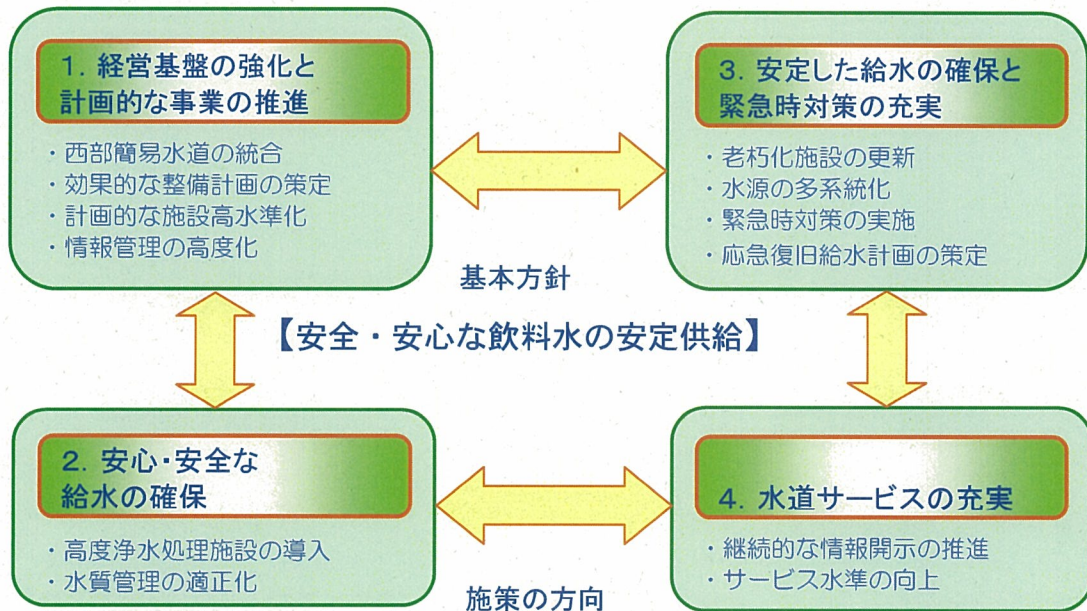
3.1 基本方針の策定

現在の基本方針は、安全・安心な飲料水の供給を継続するため、「適正な維持管理」、「老朽施設の更新」、「持続可能な財政運営の確立」を掲げています。

本計画では現在の基本方針を踏襲し、経営の基本方針を次のように定めます。

基本方針： 安全・安心な飲料水の安定供給
・ 経営の方針～経営基盤の強化とサービス水準の向上
・ 施設整備の方針～計画的、効果的な整備と高水準化

この方針の下で目標とすべき施策の方向を次のように設定します。



3.2 施策の方向

本計画では、現状の課題の解決を図るため、また、経営環境の変化に対応するため、施策の方向を次のように定めます。

(1) 経営基盤の強化と計画的な事業の推進

持続可能な運営を目指すため西部簡水を上水道へ事業統合し、効果的な整備計画を策定し、計画的に施設の高水準化と情報管理の高度化を行うことにより、経営基盤の強化と計画的な事業の推進を図ります。

経営基盤の強化と計画的な事業の推進

西部簡水の統合

経営面・維持管理面において脆弱な西部簡水を上水道事業に統合し、経営の透明性の向上、経営基盤の強化を図り、適正な企業経営を行います。

効果的な整備計画の策定

中長期的な視野をもった施設整備計画及び財政計画を策定し、事業の効果と財政状態を踏まえながら計画を推進します。

計画的な施設高水準化

配水管網整備や施設整備を計画的に行い、適切な施設能力の確保と向上を図ります。

情報管理の高度化

企業会計システムや管路マッピングシステムを導入し、合理的な資産管理、管路の計画的な修繕、更新を行い、業務の効率化を図ります。

(2) 安心・安全な給水の確保

水質管理の適正化により、水質の安全性を確保するとともに、切留水源に高度浄水処理施設を導入し、安全で良質な水を供給します。

安心・安全な給水の確保

水質管理の適正化

水質検査項目の拡充に対応し、適切な水質検査を行うことにより、水質の安全性や住民の信頼性の確保に努めます。

高度浄水処理施設の導入

自己水源系統の拡張に対応し、高度浄水施設を整備して浄水処理の高度化を進め、安心して飲める水道水を町民に供給します。

(3) 安定した給水の確保と災害・非常時対策の充実

老朽化した施設を計画的に整備することにより、安定した給水の確保を行います。また、緊急時対策の実施や応急復旧計画の策定により、災害・非常時においても被害を最小にし、ライフライン機能の早期回復が図れるよう対策を講じます。

安定した給水の確保と災害・非常時対策の充実

老朽化施設の更新

施設や設備の耐用年数や機能的な劣化の状況に応じて、適切な修繕や更新を行い、安定的な給水機能の維持と向上を図ります。

水源の多系統化

自己水源水量を増量し、複数の水源系統を確保することにより、災害時の安定供給の確保を図ります。

緊急時対策の実施

自己水源系統の拡張、幹線管路の整備により、緊急時の水の相互融通を可能にし、バックアップ体制の充実を図ります。

応急復旧計画の策定

地震など非常時の対応が円滑に行えるよう、応急復旧計画や応急給水計画を策定し、危機管理対策の強化に努めます。

(4) 水道サービスの充実

顧客である水道使用者に対して、情報提供を継続的に行うとともに、多様化するニーズの把握と対応により水道サービスの充実を図ります。

水道サービスの充実

継続的な情報開示の推進

業務状況等の情報を積極的かつ継続的に提供し、透明性の向上により説明責任を果たし、水道事業に対する理解の促進を図ります。

サービス水準の向上

多様化するニーズを把握し、対応策を実行することにより顧客満足の向上や経営改善を図り、質の高い水道サービスを提供します。